

医療・福祉問題研究会会報

NO.144
2019.7.10

2019年度医療・福祉問題研究会 総会

日 時： 2019年8月18日(日) 午後1時～2時半

会 場： 金沢市松ヶ枝福祉館 4階 集会室

2019年度医療・福祉問題研究会 総会記念講演

日 時： 2019年8月18日(日) 午後3時から5時

テーマ：『こどもの口腔崩壊

～石川県保険医協会「学校歯科健診後調査」からみえるもの～』

報告者： 平田米里さん(平田歯科医院 院長、石川県保険医協会副会長)

大田健志さん(石川県保険医協会事務局)

石川県保険医協会では、県内の児童・生徒たちの歯科受診状況と「口腔崩壊」の実態を把握するために、2018年9月から10月にかけて、県内すべての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象に「学校歯科健診後調査」を実施し、200校からの回答を得ることが出来ました。そして、そのうち84校(42%)から、「口腔崩壊」の事例が報告されるなど、石川県のこどもを取り巻く現状が明らかとなりました。

今回の講演会では、石川県における、この調査の集計・分析した結果より、こどもの「口腔崩壊」をめぐる諸要因と、「口腔崩壊」を改善していくためにこれから医療・福祉、行政、教育などに求められる役割、こどもの歯科にまつわる疑問などについて、石川県保険医協会副会長で歯科医師の平田米里さんと、石川県保険医協会事務局の大田健志さんに報告いただきます。

どなたでもご参加頂けますので、ぜひお誘い合わせお越しください。

『避難所・仮設住宅の暮らしはこのままでよいのか』

三津井 司

2019年5月11日に北陸学院大学社会学科教授の田中先生より、阪神淡路大震災から現在に至るまでの災害現場の実情を避難所そして仮設住宅での暮らしをとおしての現状報告がされた。

災害によって日常の生活の場が失われ、一時的に避難する場所が避難所であり、そこは、あくまでも短期の滞在する場所であり、自宅に戻れず地域で安全に住まうとなれば次の段階として仮設住宅の暮らしをせざるをえなくなる。報告からの現状からは、被災すれば誰もが不安をもって暮らしを再確認できた。このことをふまえると不安が少しでも生じない環境づくりが避難所・仮設住宅の暮らしには必要であると思う。

自分自身や身内の者がこのような状況になってしまったら、どう向き合っているのだろうか。また医療や保健そして福祉が必要な方々が、どのような状況となるのであろうか。

配慮がされた環境で避難生活されることを最優先すべきと考えざるをえない。

報告のなかで一時的に避難しながらも配慮のない対応から、うけたくても自らうけなかった家族の方の事例や避難先での子どもさんが周囲に気をつけて生活をしている事例紹介がされた。これらの光景を想像しただけでも、報告者同様にこの理不尽さを思うと心の奥底から悲しさが湧きだした。

非常時には、日常出来ること以上のことは出来ない。このことをふまえて、常日頃から他者への思いやりを抱いて、周囲の方々と円滑に関わる重要性を再認識する機会をもてた報告会であった。

学生レポート

きょうされん映画「夜明け前」を観て

金城大学の学生4名より報告

前説では口頭での説明だったため、知識がなかった私は自宅完治だと思って映画を見ていた。障害者が座敷牢に入れられていた過去を知っていたが、まさか国が推奨してやっているとは思わなかった。私宅監置という字面からして厳しい背景が浮かび上がってくる。薬もない時代、どうにかするには拘束具が必須だったということは分かるが、家族の献身的な支えなくして私宅監置はできなかつたろうというナレーションが頭から離れない。家族として向き合う前に、国が推奨してしまったため、向き合う考えが浮かばなくなったのかもしれない。もう少し時間をかけて対策をしていたらあんな悲惨な状況を調査する必要もなかったのかもしれない。自分は今の時代しか知らず、昔がどれだけ酷い待遇だったのか想像するしかないが、呉先生みたいな人が他にも居たはずである。その意思が現代に受け継がれたはずだが現状はまだ完全には拘束は無くなっていない。精神障害者だけでなく介護の現場などでも多少は必要である。なぜ必要なのは人手が足りないから。拘束をなくすと自傷する患者や、他の利用者に危害を加えてしまう可能性がある人もいる。それを防ぐためには常にそばに人が居ないといけませんが、人手が足りないとそうもいかない。薬もだめ、拘束具もだめ、人手はない、無理な話である。利用者や患者の人権を考えるのも必要だが、職員側の人権も考えて欲しいと願う。

会員レポート

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」第17回 傍聴報告

大田 健志

2019年6月10日(月)、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第17回裁判が行われ、約30人が傍聴しました。今回も裁判自体は次々期日の調整だけで終了しました。詳細については、裁判後集会にて木村弁護士より説明。今回は、生活扶助相当CPIに用いた指数の問題について被告側から「ロウ指数」の観点から反論が出されました。これまで登場してきた「ラスパイレス指数」、「パーシェ指数」はいずれもロウ指数を母体としたものであり、ロウ指数の特徴として数量を固定する時点はいつでもいい」という原則がありウエイト(比重)も動かして良い、という反論でした。たしかにロウ指数ではウエイトは自由に動かせるが、基準とする年を動かしてはいけないというルールがあるため、この反論は見当違い。また、品目が基準とされている2010年前後で異なるため、単純比較は不可能だと再反論の説明を行いました。

全国の流れとしては、愛知が一番進んでいる状況にあり、10月10日には、岩田正美氏(生活保護基準部会元部会長代理)、白井康彦氏(元中日新聞本社生活部編集委員)が原告側の証人として登壇されます。10月24日に原告6名の証人尋問も予定され、12月23日までにまとめの準備書面を提出し、来年4月頃に全国最初の判決が言い渡される予定となっています。次回の期日は9月19日(木)です。全国の動向にも注視しつつ、傍聴の輪を広げ生活保護基準引き下げの問題点を広めていきましょう。



会員レポート

「年金引き下げ違憲訴訟」第11回口頭弁論を聞いて

河野 すみ子

2019年5月17日、「年金引き下げ違憲訴訟」第11回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、約60人が傍聴しました。

まず、訴訟代理人の弁護士が、年金額の削減は「原告らの年金を受給する権利＝財産権(憲法29条)を侵害する」と陳述しました。

次に、金沢市のTさん(77歳、女性)が意見陳述しました。Tさんは、家庭の事情で高校進学がかなわず、中学卒業後、近所の機業場で働き、18歳のとき東京にでて、女中を2年間しました。その後、准看護学校で2年間学び、准看護師の資格を取得。ついで看護学校進学コースに入学し、2年間学び、看護師免許を取得しました。

27歳のとき、家庭の都合で金沢に帰りました。国立金沢病院に入職することができ、以来34年間、60歳まで、その病院で働きました。この間結婚しましたが、47歳のとき、夫は他界。夜勤もあり、子どもたちにも苦勞をかけました。退職したら、年金で老後を暮らし、自分のことのために時間が作れることになることを夢に描いて頑張ってきました。

ところが、年金の受給後、介護保険や医療の負担がどんどん増えました。2013年に金沢市の国保料の算定方式が変わり、国保料は年間66,600円から142,933円へと、214%引きあがりしました。そのうえ、2013年10月から特例水準の解消と称し、年金が2.5%削減され、

さらに2015年からマクロ経済スライドが実施され、この間3.4%も年金が削減されました。国は私たちの現役時代には「年金の実質的な価値は変わらないので、退職後は年金で暮らすことができる」と説明していたが、その説明と現実とは大きなギャップがあります。国の説明が間違っていたのなら、私たちに陳謝すべきではないでしょうか。私たちの了解なしに年金を削減することは許されないとします。この間、あらたに衣類は買っていません。家屋の修理が必要ですが、手を入れていません。節約につぐ節約です。あとは、食費を減らすしかないのでしょうか、と訴えました。

こうした私たちの生活を見て、子や孫が公的年金制度に不信や不安をもっているのです。高齢者も若者も、現役時代に人間らしく働き、退職後は年金で安心して暮らしたいと願っています。ぜひ、裁判官には国が進めている際限のない年金削減は、高齢者と若者の願いを踏みにじるものであり、憲法に反することであることを分かっていたいただきたいとします、と述べました。私は、裁判を傍聴して、Tさんの懸命な生き方に感銘を受けました。そして、高齢者の年金額を削減しながら、首相と「桜を見る会」の経費が予算額を大幅に上回っていることについて、官房長官が「必要な経費」として正当化していることに疑問をもちました。裁判長は札幌地裁判決に言及。次回の口頭弁論が7月9日に決まりました。多くの方々の傍聴をお願いします。

2019年度医療・福祉問題研究会総会 懇親会のご案内

日 時： 2019年8月18日（日）17時半から

会 場： 旬菜和食 口福

（石川県金沢市青草町88 近江町いちば館2F）

会 費： 5000円（コース料理・飲み放題100分付き）

参加希望の方は、8月9日（金）までに下記へご連絡ください。

Email: soudan@jouhoku.jp（幹事：伍賀、虎瀬）

